

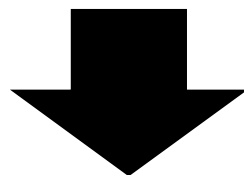
福島第一原子力発電所構内における DS2マスク不要エリアの拡大について

2021年7月29日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

- アスファルト化した休憩所間の移動では、既にGゾーン内に個人靴移動可能エリアを設定して、Gゾーン内の徒歩での移動は防塵マスク（DS2マスク）着用不要としている。
- 一方、Gゾーンで作業を行う場合は、一般作業服に念のためDS2マスクを着用する運用としているが、明らかにダストが舞いあがるおそれのない作業でもDS2マスクを着用するルールとなっており、過剰装備となっている。



1～4号機周辺防護区域外（ただし、5・6号機建屋内を除く）のGゾーンにおいて、個人靴移動可能エリアの徒歩での移動のみでなく、軽作業についてもDS2マスクを不要とすることで、作業員の身体負荷軽減を図る。
なお、軽作業以外は従前の通りDS2マスク着用とする。

実施内容

- 今回、Gゾーンの作業のうち、汚染している設備や機器を取り扱う作業ではなく、ダストが舞いあがるおそれのない軽作業※や、装備交換所又は休憩所間の車両での移動時は、DS2マスク着用不要とする（ただし、5・6号機建屋内を除く）。
- また、雑固体焼却設備建屋や固体庫9棟といった管理区域のB区域についても、上記のような軽作業は、DS2マスク着用不要とする。

※軽作業の例として、
正門での出入管理業務、車両スクリーニング場でのサーベイ業務、
環境サーベイ業務、視察、現場の写真撮影 など



正門の出入管理業務



車両スクリーニング業務

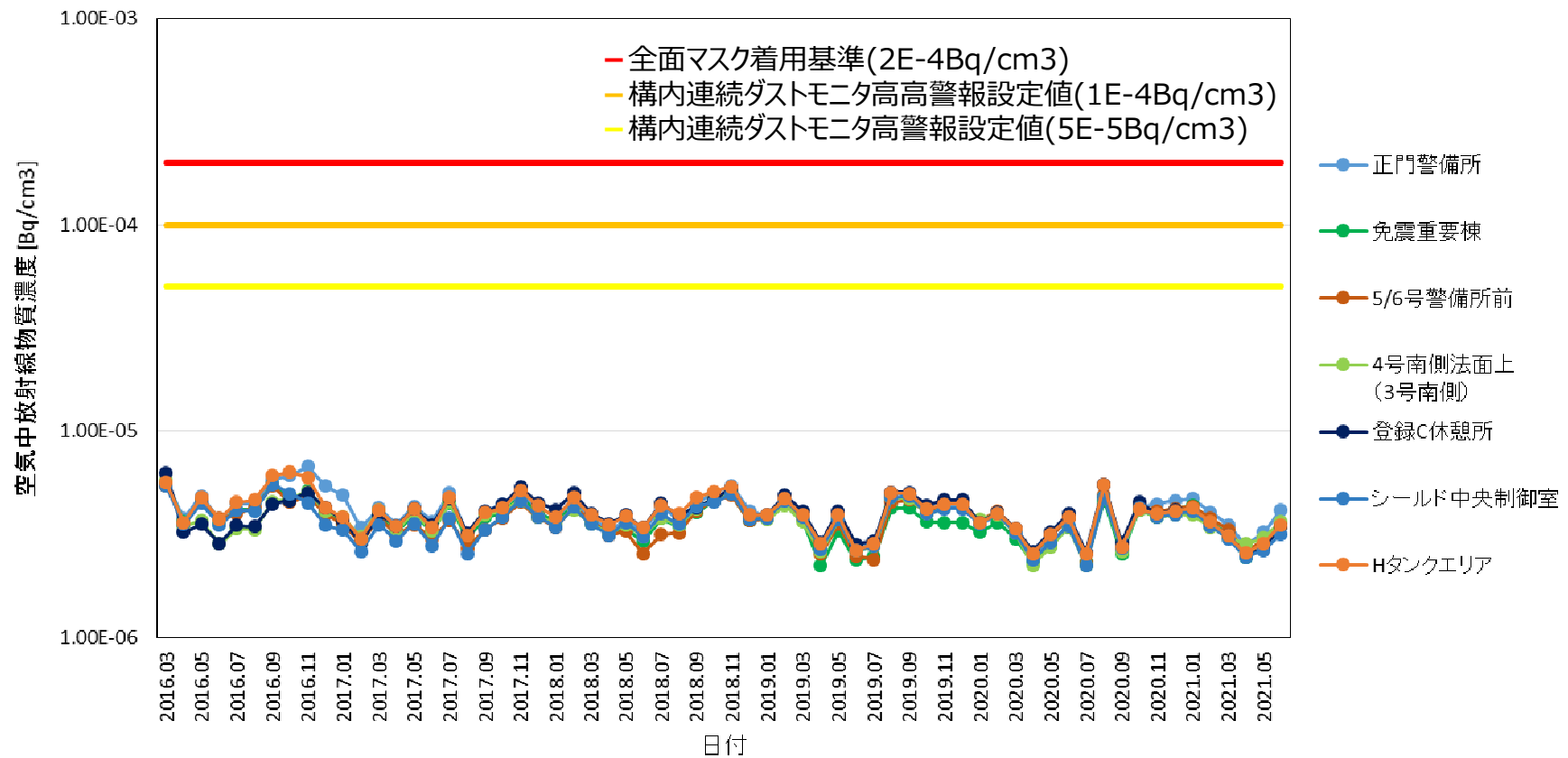


環境サーベイ業務

1～4号機周辺防護区域外におけるダストの状況

- 1～4号機周辺防護区域外のダスト濃度は、 -6 乗 Bq/cm^3 オーダーで安定して推移しており、有意な変動は見られない。

主要な構内連続ダストモニタの推移(月平均)



GゾーンとB区域の放射線防護装備

- 現在の以下の装備から、DS2マスクを着用不要とする。
- ただし、新型コロナ感染予防対策として、個人のサージカルマスクは着用する。



- ・DS2マスク⇒着用不要
- ・一般作業服
- ・綿帽子
- ・軍手 又は
綿手袋+ゴム手袋2重
- ・靴下2重

- 8/2(月)から運用開始とする。
- 各作業の作業件名届及び放射線管理計画書（RWA）に記載した放射線防護装備（DS2無し）と作業内容について、作業主管G及び放射線防護Gが確認した上で実施する。

以下、参考

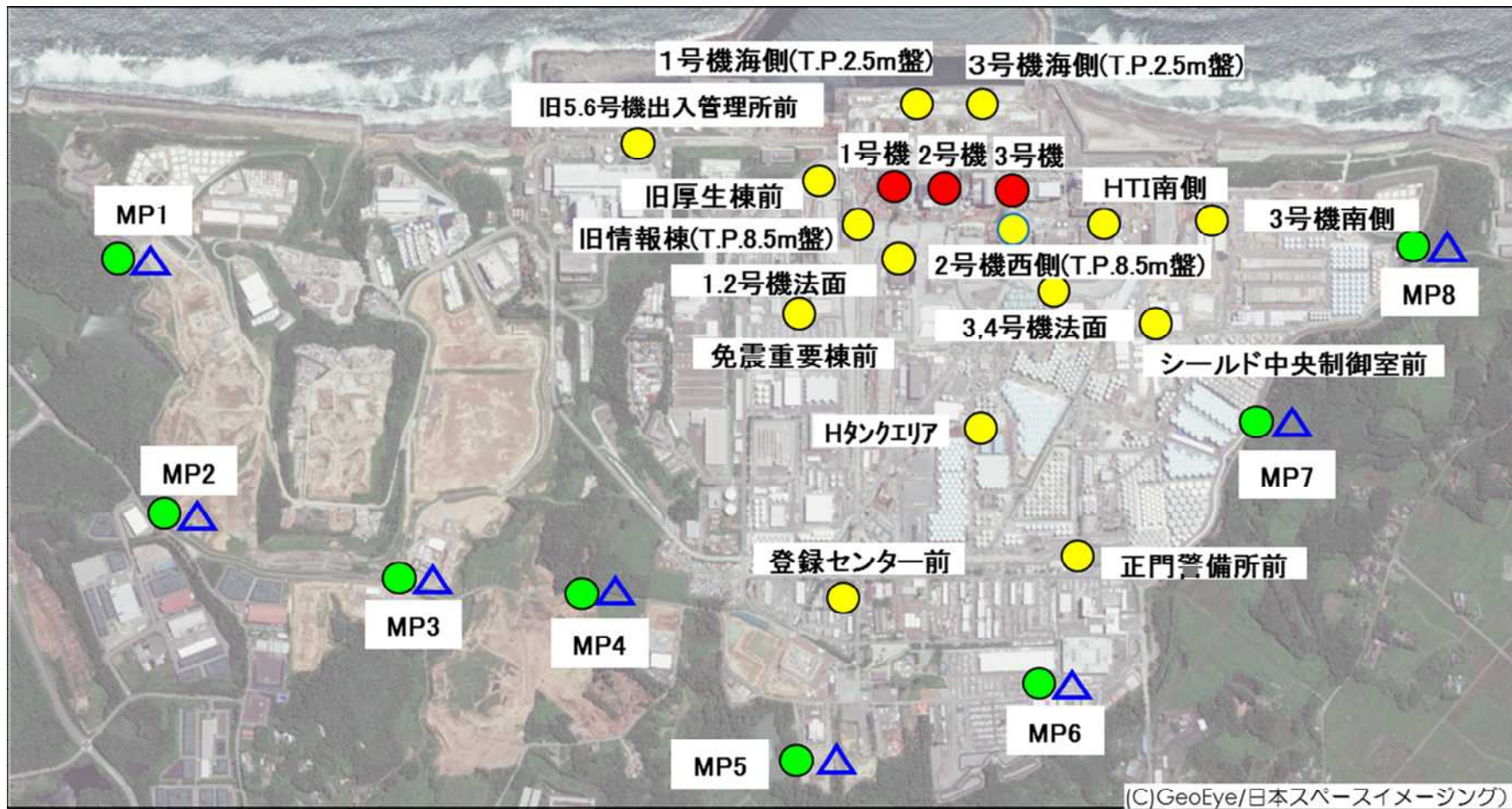
＜参考＞ DS2不要エリアの運用方法

これまでの運用実績を踏まえて、以下の事項を実施してDS2不要エリアを運用する。

- 「連続ダストモニタ」による常時監視
連続的に空气中放射性物質濃度を測定し、告示濃度の10分の1以下であるマスク着用基準（ 2E-4Bq/cm^3 ）を超えていないことを監視
- 構内の表土の汚染状況の確認
定点の構内の表土をサンプリングし、土壌の汚染レベルの変動有無を確認
- 区域区分管理
一般作業服が汚染するリスクがある作業を行う場合は、区域区分を変更して作業を行う
- 作業管理
作業計画を立案する段階でダストが舞い上がる作業の有無、作業エリアのモニタリング結果等を工事主管G及び放射線防護Gがレビューし、その結果を踏まえた上で適切な防護装備を決定する
- 全面マスクの配備
不測の事態に迅速に対応するため、休憩所に使用可能な状態で全面マスクを配備
- 念のためDS2は車に配備しておき、車内でも着用できるようにする

＜参考＞ 空气中放射性物質濃度の状況（ダストモニタの測定箇所）

8



- オペレーティングフロア上のダストモニタで監視（1号機：6箇所、2号機：4箇所、3号機：5箇所）
- 構内ダストモニタで監視（15箇所）
- ▲ 敷地境界ダストモニタ（8箇所）による監視
- 敷地境界モニタリングポスト（8箇所）